

令和
3年度

申告書の提出期限は **3月15日** です
よく読んで記入し申告はお早めに！

市民税・県民税 申告の手引き

申告をする人

原則として、前年中（令和2年1月1日～令和2年12月31日）に生じたすべての所得について、住所のある市区町村（令和3年1月1日現在に住民票のある市区町村）に市民税・県民税の申告書を提出しなければなりません。ただし、確定申告をする人は、市民税・県民税の申告をする必要はありません。

◇令和2年分の所得税の確定申告をする人

確定申告をする場合は、市民税・県民税の申告をする必要はありません。

ただし、給与所得以外の所得が20万円以下である場合等、確定申告の対象とならない所得があった場合、市民税・県民税についてはその全額を申告する必要があります。

◇令和2年中の収入が給与収入のみの人

原則、給与の支払者から市へ給与支払報告書が提出されますので、申告する必要はありません。※ただし、勤務先から市に給与支払報告書が提出されていない人は申告が必要ですので、勤務先に提出の有無を確認してください。

年末調整していない控除や年末調整できない控除（医療費控除等）を受ける人は申告してください。

また、2力以上から給与の支払を受けた人は、原則、申告が必要です。

申告に必要なもの

1. 申告書
2. 昨年中の収入がわかる書類
令和2年1月～令和2年12月に確定した収入金額がわかるもの。
※ 詳細は右ページをご覧ください。
3. 所得控除に必要な書類
医療費などの領収書は事前に集計し、明細書を作成してください。
※ 詳細は裏ページをご覧ください。
4. 本人確認書類（番号確認と身元確認ができるもの）
申告書への「マイナンバーの記載」および「本人確認書類の提示または写しの添付」が必要です。

◇令和2年中の収入が公的年金収入のみの人

原則、年金の支払者から市へ公的年金支払報告書が提出されますので、申告する必要はありません。年金天引き以外の社会保険料控除や年金支払者に報告していない扶養控除を受ける人、源泉徴収票にない控除（医療費控除等）を受ける人は申告してください。

令和3年度の申告から、給与収入と公的年金収入の所得額への計算方法が変わりました！（詳しくは右ページをご覧ください。）

◇令和2年中に課税対象の収入がなかった人

遺族年金・障害年金などの非課税収入のみの人や、無収入の人は市民税・県民税の申告が必要です。申告書裏面の右下「収入がなかった方の記載欄」を記入してください。
※ 申告書の提出に代えて、電話による申告もできます。

忘れずに申告を

申告は市民税・県民税の税額計算だけでなく、国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料の適正な計算や、児童手当をはじめ手当・補助金を受ける時などにも必要です。

例年、申告を忘れていたために次のようなトラブルが起きていますので、提出期間内に申告を済ませましょう。

- ・所得・税額証明が発行できない。
- ・国民年金保険料の免除が受けられないことがある。
- ・国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の軽減や、高額療養費などの制度が正しく受けられない。

◆問い合わせ先◆

木更津市役所 市民税課 0438-23-8571～8574（直通）

◇市民税・県民税の申告書の郵送先
〒292-8501 木更津市朝日三丁目10番19号
木更津市役所朝日庁舎

◇所得税の確定申告については・・・
木更津税務署 0438-23-6161

収入、所得

☆ 申告書裏面にも記入・添付してください

★ 分離譲渡所得・先物取引による所得・山林所得のある人は税務署へご相談ください

種類	内容	所得金額の計算方法		申告書表面への記入欄			
		・必要な物（基本的には収入・経費のわかるもの）		収入	所得		
事業	営業等	商業・漁業・工業・サービス業などの自営業から生ずる所得	所得＝総収入金額－必要経費－事業専従者(※)控除額		ア	①	
	農業	農産物の生産・果樹の栽培・農家が兼業する家畜類の飼育などから生ずる所得	<small>※事業専従者とは、同じ生計の配偶者や15歳以上の親族で、その事業に6カ月以上専ら従事している人のこと。控除額は①と②の低いほうの金額 ①50万円（配偶者は86万円） ②その事業の所得÷（事業専従者＋1）</small>		イ	②	
不動産	地代・家賃など	所得＝収入金額		ウ	③		
利子	公債・社債・預貯金などの利子 ※ 昭和63年4月1日以後に支払いを受けるべき利子等については申告する必要がありません。	所得＝収入金額		エ	④		
配当	株式・出資の配当など ※ 一定の上場株式等で税金が源泉徴収される配当等については「申告分離課税」又は「申告不要」を選択することもできます。	所得＝収入金額－株式などの元本取得のために借り入れた負債の利子		オ	⑤		
給与	給料・賃金・賞与など ※ サラリーマンなどの給与所得者の場合は、必要経費の概算控除として「給与所得控除額」が給与の年収額に応じて定められています。 ※ 実際は、年収が660万円未満の場合は「簡易給与所得表」で所得金額を求めるため、右の計算とは異なる場合があります。	所得＝収入金額－給与所得控除額 ・源泉徴収票（無ければ給与明細などわかるもの）		カ	⑥		
		給与収入金額	給与所得控除額				
		1,625,000円まで	550,000円				
		1,625,001円から1,800,000円まで	収入金額×40%－100,000円				
		1,800,001円から3,600,000円まで	収入金額×30%＋80,000円				
		3,600,001円から6,600,000円まで	収入金額×20%＋440,000円				
		6,600,001円から8,500,000円まで	収入金額×10%＋1,100,000円				
		8,500,001円以上	195万円（上限）				
雑	公的年金等	国民年金・厚生年金・共済年金・恩給など ※ 遺族年金や障害年金は非課税です。	所得＝下表のとおり ・公的年金の源泉徴収票		キ	⑦	
		公的年金等雑所得速算表					
	公的年金等雑所得の金額						
	公的年金等雑所得以外の所得に係る合計所得金額						
			1,000万円以下の場合	1,000万円を超え2,000万円以下の場合			2,000万円を超える場合
	65歳以上	3,300,000円未満	収入金額－1,100,000円	収入金額－1,000,000円			収入金額－900,000円
		3,300,000円から4,099,999円	収入金額×0.75－275,000円	収入金額×0.75－175,000円			収入金額×0.75－75,000円
		4,100,000円から7,699,999円	収入金額×0.85－685,000円	収入金額×0.85－585,000円			収入金額×0.85－485,000円
		7,700,000円から9,999,999円	収入金額×0.95－1,455,000円	収入金額×0.95－1,355,000円			収入金額×0.95－1,255,000円
		10,000,000円以上	収入金額－1,955,000円	収入金額－1,855,000円			収入金額－1,755,000円
65歳未満	1,300,000円未満	収入金額－600,000円	収入金額－500,000円	収入金額－400,000円			
	1,300,000円から4,099,999円	収入金額×0.75－275,000円	収入金額×0.75－175,000円	収入金額×0.75－75,000円			
	4,100,000円から7,699,999円	収入金額×0.85－685,000円	収入金額×0.85－585,000円	収入金額×0.85－485,000円			
	7,700,000円から9,999,999円	収入金額×0.95－1,455,000円	収入金額×0.95－1,355,000円	収入金額×0.95－1,255,000円			
	10,000,000円以上	収入金額－1,955,000円	収入金額－1,855,000円	収入金額－1,755,000円			
業務	事業と称するに至らない程度の営利を目的とした継続的行為から生じた所得 (例) 著作権の使用、講演料等 など	所得＝収入金額－必要経費 ・支払調書		ク	⑧		
その他	他の所得に当てはまらないもの (例) 生命保険の年金（年金保険）・原稿料 など			ケ	⑨		
総合課税される譲渡	資産の譲渡による所得で所有期間5年以内は短期譲渡、所有期間5年超は長期譲渡 ※ 株式・土地・建物等の譲渡所得は、分離課税となります。	所得＝収入金額－（資産の取得費＋譲渡費用）－特別控除額（最高50万円） （長期譲渡所得は、その2分の1が他の所得に合算されます。）		総合課税される譲渡所得や一時所得の記入方法については、市役所におたずねください			
一時	(例) 生命保険の一時金、損害保険の満期返戻金、競馬などの払戻金、クイズの当選金など	所得＝収入金額－必要経費－特別控除額（最高50万円） （2分の1が他の所得に合算されます。）					

控除

☆ 市民税・県民税と所得税の所得控除額は異なるものがあります。今後、税制改正があった場合は、改正後の税法により税額を計算します。

所得控除は、扶養している家族の状況や、災害や病気などによる出費が多額にあるなど、その人の個人的事情に応じた税負担となるよう所得金額から差し引くものです。

控除の種類	控除が受けられるケース	控除額	申告に必要な物	申告書への記入欄		
社会保険料	令和2年に、 ・あなたやあなたと同じ生計の親族が負担すべき社会保険料を、あなたが支払った場合（あなた名義の口座からの引き落とし含む） ・あなたの給与や年金から天引きされた場合 ◇国民健康保険税 ◇後期高齢者医療保険料 ◇介護保険料 ◇国民年金保険料	→ 支払った（引き落とされた）金額 → 天引きの金額 ※ 同じ生計の親族の年金から天引きされたものは、あなたの控除対象にはなりません。	・領収書 ・国民年金保険料は「社会保険料（国民年金）控除証明書」	⑬		
小規模企業共済等掛金	令和2年に、小規模企業共済制度に基づく掛金等を支払った場合	支払った金額	・証明書	⑭		
生命保険料	令和2年にあなたやあなたと同じ生計の親族のために、あなたが支払った生命保険契約等の保険料・掛金 ◇一般生命保険料 ◇個人年金保険料 ◇介護医療保険料	契約の区分	支払った保険料	生命保険料控除額	⑮	
		旧生命 旧個人年金 (平成23年12月31日以前)	15,000円以下	支払った保険料全額		
			15,000円超40,000円以下	支払保険料×1/2+ 7,500円		
			40,000円超70,000円以下	支払保険料×1/4+17,500円		
70,000円超	35,000円	新生命 新個人年金 介護医療保健 (平成24年1月1日以降)	支払った保険料	生命保険料控除額		
地震保険料	損害保険契約等に係る地震などの損害部分の保険料・掛金を、令和2年にあなたが支払った場合 ☆長期損害保険料は廃止になりましたが、経過措置で一定の控除が受けられます。 ◇地震保険料 ◇(旧)長期損害保険料 …平成18年までに契約した長期損害保険のうち、満期返戻金のある10年以上の契約で、その後、契約変更していないもの。	保険料の区分	支払った保険料	地震保険料控除額	⑯	
		①支払った保険料が地震保険料のみ	50,000円以下	支払保険料×1/2		
			50,000円超	25,000円		
		②支払った保険料が(旧)長期損害保険料のみ	5,000円以下	支払った保険料		地震保険料控除額
5,000円超15,000円以下	支払った保険料	地震保険料控除額				
15,000円超	10,000円	①と②の合計額 ☆最高25,000円 ・1つの契約で②に①が付帯されているものは、①か②のどちらか一方を適用	・保険会社等が発行する控除証明書 ※すでに年末調整でこの控除を受けている場合は不要			
本人該当	寡婦・ひとり親	寡婦	夫と死別または生死不明	いずれも令和2年の所得500万円以下 再婚・事実婚している場合は対象外	260,000円	⑰⑱
		ひとり親	夫と死別・離婚・生死不明かつ、子以外の扶養親族がいる		260,000円	
	ひとり親	婚姻歴・性別問わず、★生計を一にする子がいる		300,000円		
が扶養する本人や親族	障害者	障害者の各種手帳を持っている人や、市長が障害者控除認定者として認定した人 扶養している親族等に対象者がいる場合は、扶養（配偶者）控除とは別にこの控除も受けられます。		260,000円/人	⑳	
		特別障害者…障害者のうち、重度の障害のある次のような人 ◇身体障害者手帳 1・2級 ◇精神障害者保健福祉手帳 1級 ◇療育手帳 マルA、A1・A2級		300,000円/人		
		特別障害者と同居している場合		530,000円/人		
扶養親族	配偶者	同じ生計のあなたの妻（夫）で、令和2年の合計所得金額が48万円以下の人 ※内縁関係は含まれません。	一般	表1のとおり	㉑	
			老人（昭和26年1月1日以前生まれ）			
	同一生計配偶者	同じ生計のあなたの妻（夫）で、令和2年の合計所得金額が48万円以下の人 ※あなたの合計所得金額が1,000万円を超える場合に適用されます。	控除対象外			
	配偶者特別	同じ生計のあなたの妻（夫）で、令和2年の合計所得金額が48万円を超え、133万円以下の人 ※あなたの合計所得金額が1,000万円を超える場合はこの控除は受けられません。	表1のとおり			
扶養	扶養	同じ生計のあなたの親族（六親等内の血族と三親等内の姻族）で、令和2年の合計所得金額が48万円以下の人 ・事業専従者や他の人に扶養されている人を除く。 ・別居している扶養親族については、申告書裏面「12別居の扶養親族に関する事項」に住所を記入してください。	年少（平成17年1月2日～令和2年12月31日生まれ）	控除対象外	㉒	
			一般	330,000円/人		
			特定（平成10年1月2日～平成14年1月1日生まれ）	450,000円/人		
			老人（昭和26年1月1日以前生まれ）	380,000円/人		
			老人のうち、同居している親等	450,000円/人		
基礎	令和2年の合計所得金額が2,500万円以下の申告者	表2のとおり	㉔			
雑損	あなたやあなたと同じ生計の親族が、災害（地震・火災・水害など）・盗難・横領によって住宅や家財に損害を受けた場合	次のいずれか多い方の金額 ①（損害額－保険金等による補てん額）－総所得金額等×10% ②（損害額のうち災害関連支出の金額－保険金等による補てん額）－5万円	・関係書類（り災証明書など） ・災害関連支出（復旧費等）の領収書など	㉖		
従来の医療費控除	あなたやあなたと同じ生計の親族が、令和2年に支払った医療費が多額の場合（治療に必要な場合に限る）	支払った医療費－保険金等による補てん額－総所得金額等の5%（上限10万円） ☆最高200万円	・医療費控除の明細書			
医療費控除の特例	あなたが令和2年に健康の維持増進および疾病の予防への一定の取組（※）を行い、特定一般用医薬品を購入した場合 ※◇保険者が実施する健康診査 ◇市町村が行う健康診査 ◇予防接種 ◇勤務先が実施する定期健康診断 ◇特定健康診査、特定保健指導 ◇市町村が実施するがん検診	特定一般用医薬品購入費－保険金等による補てん額－12,000円（上限88,000円）	・医療費控除の明細書 ・健診の結果通知表等、一定の取組を行ったことがわかる書類	㉗		

● 税の改正ポイント ●

□ 調整控除の見直しと新制度

合計所得金額が2,500万円を超える場合、調整控除が適用されないこととされました。一方で所得金額調整控除が新設され、以下の条件を満たす場合、給与所得額から所得金額調整控除が控除されます。

- 給与所得及び公的年金雑所得がありその合計額が10万円を超える場合
所得金額調整控除＝（給与所得＋公的年金等雑所得）－10万円
※ この場合の所得金額調整控除は最大10万円
- 給与等の収入金額が850万円超の方で以下の条件のいずれかに該当する場合
 - 納税者本人が特別障害者に該当（左頁参照）
 - 22歳以下の扶養親族を有する
 - 特別障害者である同一生計配偶者または扶養親族を有する
 所得金額調整控除＝（給与等の収入金額－850万円）×0.1
 ※ 給与等の収入金額が1,000万円を超える場合は収入金額を1,000万円で計算

□ ひとり親控除の新設と寡婦（夫）控除の見直し

すべてのひとり親家庭の子どもに対して公平な税制を実現する観点から、「婚姻歴の有無による不公平」と「男性のひとり親と女性のひとり親の間の不公平」を同時に解消するため、以下の措置が講じられました。

- 未婚のひとり親にひとり親控除を適用
婚姻歴や性別にかかわらず、生計を一にする子（総所得48万円以下）を有する単身者について、同一の「ひとり親控除」（控除額30万円）を適用
- 寡婦控除の見直し
上記以外の寡婦については、引き続き寡婦控除として、控除額26万円を適用することとし、子以外の扶養親族を持つ寡婦についても、男性の寡夫と同様の所得制限（所得500万円以下）を設けることとなりました。

□ 配偶者控除・配偶者特別控除

平成31年度からは納税義務者本人の合計所得金額が1,000万円を超える場合、配偶者控除の適用はありません。また、令和3年度からは以下のとおり控除額となります。

※ 事業専従者や他の人に扶養されている人を除く。
(表1)

		控除を受ける納税者本人の合計所得金額		
		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
配偶者控除	一般	33万円	22万円	11万円
	老人（昭和26年1月1日以前に生れた方）	38万円	26万円	13万円
配偶者の合計所得金額	48万円超 95万円以下	33万円	22万円	11万円
	95万円超 100万円以下	33万円	22万円	11万円
	100万円超 105万円以下	31万円	21万円	11万円
	105万円超 110万円以下	26万円	18万円	9万円
	110万円超 115万円以下	21万円	14万円	7万円
	115万円超 120万円以下	16万円	11万円	6万円
	120万円超 125万円以下	11万円	8万円	4万円
	125万円超 130万円以下	6万円	4万円	2万円
130万円超 133万円以下	3万円	2万円	1万円	

□ 基礎控除額の変更

令和2年度までは一律33万円でしたが、令和3年度からは以下のとおりとなります。
(表2)

合計所得金額	基礎控除
2,400万円以下	43万円
2,400万円超 2,450万円以下	29万円
2,450万円超 2,500万円以下	15万円
2,500万円超	0万円